三　当該権利に係る契約において、法第六十三条第九項に規定する内閣府令で定める事項が定められていること。

四　当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。

第十七条の十三中「第六十三条第二項第四号」の下に「並びに第七項第一号ハ及び第二号ハ」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加える。

第十七条の十三の次に次の三条を加える。

（投資者の保護を図ることが特に必要な適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十三の二　法第六十三条第九項（法第六十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利について、第十七条の十二第二項に規定する適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるもの（法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）を相手方として行う適格機関投資家等特例業務とする。

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

第十七条の十三の三　法第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である特例業務届出者又は金融商品取引業者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十七条の十三の四　法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である特例業務届出者又は金融商品取引業者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第六十三条の四第三項に規定する説明書類をいう。）を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は同項に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

第十七条の十六中「金融商品取引業者等」の下に「又は特例業務届出者」を加え、同条の表第四十六条の四の項の中欄及び下欄並びに同表第四十六条の五第一項の項から第四十八条の三第二項の項まで及び第五十条の二第六項の項の下欄中「すべて」を「全て」に改め、同表第五十六条第一項の項の次に次のように加える。

第六十三条第六項及び第六十三条の四第三項	主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所
	適格機関投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所若しくは事務所

第三十四条の次に次の一条を加える。

（金銭に類するもの）

第三十四条の二　法第百九十二条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

第三十八条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　法第百九十四条の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規定は、法第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第八号に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、法第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規定とする。

第三十八条の二第二項中「第六十三条第七項及び第八項」を「第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「並びに第百五十六条の八十」を「及び第百五十六条の八十」に改める。

第四十二条第一項中「（法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第四十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　法第六十三条第五項の規定による縦覧

第四十二条第二項ただし書中「第十二号」を「第十号（法第六十三条の五第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（同条第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（同条第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）及び第十九号」に改め、同項第四号中「第六十三条第三項及び第六項」を「第六十三条第八項及び第十三項」に改め、同項第七号中「第六十三条第五項」を「第六十三条第十二項」に改め、同項第九号中「並びに第四十九条の三」を「、第四十九条の三」の規定」を「）並びに第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第十号中「並びに第六十条の八第一項」を「、第六十条の八第一項」に改め、「及び第二項」の下に「並びに第六十三条の五第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十一号中「及び第六十条の八第三項」を「、第六十条の八第三項」に改め、「除く。）」の下に「及び第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十二号中「第六十三条第七項及び第八項」を「第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「及び第二号の規定並びに」を「から第二号の二までの規定及び」に改め、同項第十四号中「及び第六十条の八第五項」を「、第六十条の八第五項」に改め、「除く。）」の下に「及び第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十五号中「及び第六十条の八第四項」を「、第六十条の八第四項」に改め、「取消しに係るものを除く。）」の下に「及び第六十三条の五第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、同項第二十二号中「並びに第十七条の十第一項ただし書」を「、第十七条の十第一項ただし書」に改め、「第三項ただし書」の下に「、第十七条の十三の三ただし書並びに第十七条の十三の四ただし書」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十一号を第二十三号とし、第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　法第六十三条第九項及び第十項（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約書の写しの受理

十九　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五項の規定による縦覧

第四十三条第二項ただし書中「第六号」の下に「及び第九号」を加え、同項第一号中「、第六十三条の三第一項」を「並びに第六十三条の三第一項の規定」に、「第六十三条第三項及び第六項」を「第六十三条第四項及び第七項」に改め、同項第二号中「規定」の下に「並びに法第六十三条の三第二項の規定」を加え、同項第三号中「並びに法第六十三条第五項」を「第六十三条第十二項」に改め、同項第四号中「第五十四条」を「第五十四条の規定並びに法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の三第二項から第三項まで」に改め、同項第五号中「規定」の下に「及び法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の五第六項の規定」を加え、同項第六号中「第三項の規定」の下に「並びに法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の六の規定」を加え、「の規定及び」を「及び第二号の二の規定並びに」に改め、同項第七号中「規定」の下に「及び法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の五第四項の規定」を加え、同項第八号中「の規定による通知（法第三十三条の二の登録に係るものを除く。）」を「（法第三十三条の二の登録に係るものを除く。）の規定及び法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の五第五項の規定による通知」に改め、同項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「第十六条の十八ただし書」の下に「、第十七条の十三の三ただし書及び第十七条の十三の四ただし書」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五項の規定による縦覧

十　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第九項及び第十項の規定による契約書の写しの受理

第四十四条第一項第二号中「第六十三条第七項及び第八項」を「第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四条の五第五項中「第百九十二条第一項に規定する」を「第百九十二条第一項各号に定める」に改める。